### 「いばらきの地魚取扱店」認証要綱

#### 第1目的

「いばらきの地魚取扱店」を認証することにより、本県産魚介類の流通促進と消費拡大を 図るとともに、「いばらきの地魚」に対する本県県民の認知度の向上に資する。

### 第2 「いばらきの地魚」の定義

この要綱でいう「いばらきの地魚」とは、茨城県内で水揚された魚介類をいう。ただし、 茨城県外で水揚された魚介類についても、茨城県内の漁業協同組合に所属する漁業者が茨城 県水域で漁獲した魚介類については、「いばらきの地魚」とする。

2 水産加工品にあっては、前項の魚介類を主原料とし、茨城県内で加工された製品をいう。

### 第3 認証の対象

茨城県内に所在する、小売業、飲食業及び宿泊業を営む店舗で、「いばらきの地魚」を取り扱っている店舗とする。なお、複数の店舗を有する場合にあっては、各店舗を対象とする。

## 第4 認証基準

本制度の趣旨に賛同し、「いばらきの地魚」を県民に対して積極的に提供する意思がある公序良俗に反しない店舗であって、以下の各項の基準を客観的に証明できる店舗とする。

(小売業の場合)

- 2 いばらきの地魚の販売の方法について、次の各号のいずれかに該当すること。
- (1) 魚介類の仕入数量に占める「いばらきの地魚」の割合が年間平均で3割以上であること。
- (2)「いばらきの地魚」を陳列する常設の専用スペースがあり、「いばらきの地魚」を陳列していることを明確に常時表示していること。

(飲食業の場合)

- 3 「いばらきの地魚」の提供の方法について、次の各号のいずれかに該当すること。
- (1) 魚介類の仕入数量に占める「いばらきの地魚」の割合が年間平均で3割以上であること。
- (2) 主たる食材として「いばらきの地魚」を提供しているメニューが、常時3種類以上であること。

(宿泊業の場合)

4 営業形態に応じて、第2項又は第3項に準ずるものとする。

#### 第5 認証委員会

この要綱に基づく認証基準の策定,認証申請の審査,その他認証に関し特に必要と認める 事項について調査又は審議するため、いばらきの地魚取扱店認証委員会(以下「委員会」と いう。)を設置する。

2 委員会の組織および運営に関し必要な事項は、別に定める。

### 第6 認証の申請

「いばらきの地魚取扱店」の認証を受けようとする店舗の代表者(以下「申請者」という。) は、次に掲げる書類を委員会に提出するものとする。

- (1) いばらきの地魚取扱店認証申請書(別記様式第1号。以下「申請書」という。)
- (2) いばらきの地魚取扱証明書(別記様式第2号)

### 第7 認証の決定及び登録

委員会は、第6の規定による申請があった場合には、翌月に書面合議もしくは会議による審査を行う。委員会の審査の結果、認証基準に適合すると認めたときは、委員会は認証を決定し、申請者に対しいばらきの地魚取扱店認定証(別記様式第3号。以下「認定証」という。)を交付するものとする。

- 2 委員会は、認証の審査に際し、必要と認める場合には、申請書の内容に関する調査を行うことができるものとする。
- 3 委員会は、認証しないと決定したときは、申請者に対しいばらきの地魚取扱店認証審査 結果通知書(別記様式第4号)により通知するものとする。
- 4 申請者は、認証を受ける際に、登録料を納付するものとする。
- 5 前項の登録料は別表のとおりとする。別表にない場合は、委員会から指定された額とする。
- 6 委員会は、前項の納付の確認後に、認証の対象となった店舗(以下「認証店」という。) をいばらきの地魚取扱店名簿(以下「取扱店名簿」という。)に登録するものとする。
- 7 取扱店名簿に登録する内容は、以下のとおりとする。
  - (1) 認証店の店名
  - (2) 認証店の住所、電話番号、営業時間、定休日
  - (3) 該当する認証基準
  - (4) 認証の有効期間
  - (5) 申請書の特記事項の内容

#### 第8 認定証の掲示

認証を受けた者(以下「認証者」という。)は、認証店内の見やすい箇所に認定証又は委員会が定める認定証に替わるものを掲示しなければならない。

### 第9 認証の有効期間

認証の有効期間は(以下「認証期間」という。)は、認証した日から起算して1年を超え、 2年を超えない9月30日までとする。

### 第10 認証の更新

認証者が、認証期間終了後引き続き認証を受けようとする申請者は、認証期間満了の日の 1ヶ月前までに、いばらきの地魚取扱店認証更新申請書(別記様式第5号)にいばらきの地 魚取扱実績報告書(別記様式第9号)を添えて委員会に提出するものとする。

- 2 認証更新の決定から登録に係る手続きは、第7に準ずるものとする。
- 3 前項の規定により更新される認証期間は、当該認証期間の終了する日の翌日から起算し

て2年間とする。

- 4 更新時の登録料は別表のとおりとする。別表にない場合は、委員会から指定された額とする。
- 5 更新後の認証番号は、更新前と同じ番号を用いるものとする。

### 第11 変更申請

認証者は、次の各号に変更があった場合には、速やかにいばらきの地魚取扱店認証事項変 更承認申請書(別記様式第6号)を委員会に提出しなければならない。

- (1) 認証者の住所、氏名、電話番号
- (2) 認証店の名称、所在地、電話番号
- (3) 該当する認証基準
- 2 前項の申請があった場合において、適当と認めたときは、委員会はこれを承認し、申請者に対し、いばらきの地魚取扱店認証事項変更承認通知書(別記様式第7号)により通知するものとする。ただし、軽微な変更については事務局でこれを処理するものとする。
- 3 変更承認後の有効期間は、変更前の残期間とする。

### 第12 認証者の責務

認証者は、認証店を営業するにあたっては、次の各号の内容について、誠実にこれを遵守 しなければならない。

- (1) 認証基準を誠実に履行し、「いばらきの地魚」の普及、消費拡大に努めなければならない。
- (2) 販売又は提供している「いばらきの地魚」又は「いばらきの地魚」を用いた品目の名称を、その産地、水揚港(地)又は製造地と併せて店内に明示しなければならない。
- (3)「いばらきの地魚」を販売又は提供していることを,委員会が認定した資材等を用いて, 客が見やすい箇所に掲示又はその他の方法で明示しなければならない。
- (4) 問題が生じた場合は、認証者の責任においてこれを解決しなければならない。
- (5) 認証基準に適合しなくなったときや営業を廃止したとき、又は、認証の継続を希望しないときは、速やかにいばらきの地魚取扱店認証廃止届出書(別記様式第8号)に認定証を添えて委員会に提出しなければならない。なお、既に納付された登録料は原則として返還しないものとする。

#### 第13 認証の取り消し

委員会は、認証者が次のいずれかに該当すると判断したときは認証を取り消すものとし、 認証者に対し、いばらきの地魚取扱店認証取消通知書(別記様式第10号)により通知するも のとする。

- (1) 不正な手段により認証申請を行い、認証を受けたと認められるとき。
- (2) 申請内容に事実と異なる偽りが認められるとき。
- (3) 認定証を不正に使用したと認められるとき。
- (4) 認証基準に適合しなくなったと認められるとき。
- (5) 第12第5号に規定する届出書の提出があったとき。
- (6) 納付すべき登録料の納付が正当な理由なく滞ったとき。

- (7) その他委員会が認証の取消が適当と認めたとき。
- 2 委員会は、前項の規定により認証を取り消したときは、認証者に過失がないと認められる場合を除いて、取消した日から起算して2年の範囲で認証を行わないものとする。
- 3 第1項の規定により認証を取り消した場合においても、一旦納付された登録料は返還しないものとする。
- 4 第1項の規定により認証を取り消された認証者は、委員会が認定する資材等を使用してはならない。

### 第14 点検・指導

委員会は、この制度を適正に運用するため、認証者に対し必要な調査又は確認を行うとと もに、必要と認められる場合は認証者に対し改善を求めることができる。

- 2 調査は、次の方法により実施するものとする。
- (1) 認証店への立入調査
- (2) 認証店における「いばらきの地魚」の使用量等に関する書類調査

### 第15 個人情報等の取扱

委員会は、この要綱に係る処理するために個人情報を取り扱う場合には、茨城県個人情報の保護に関する条例(平成17年茨城県条例第1号)第7条2項及び第8条の規定の遵守に関し必要な措置を講ずるものとする。

2 委員会は、この要綱に係る申請書等に記載された内容について、「いばらきの地魚」の 消費拡大と認知度向上以外の用途に用いてはならない。

#### 第16 補則

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

### 附則

この要綱は、平成19年2月19日から施行する。

平成19年3月9日第4第1項,第9一部改正

平成20年3月13日第7第5項一部改正

平成20年9月30日第10第4項一部改正

平成21年2月6日第13一部改正

平成 21 年 9 月 28 日第 11 第 2 項一部改正

平成22年3月24日様式の一部改正

平成22年9月22日第6第2項削除,第7第1項一部改正

平成 26年 10月 3日第 7 第 1 項, 第 4 項, 第 5 項, 第 9, 第 10 第 4 項, 第 12 第 1 項第 5 号,

第13一部改正,第14第1項第6号追加,様式第2号,第8号一部改正,第9号廃止

平成 29 年 11 月 14 日第 2 第 1 項, 第 10 第 1 項, 同第 2 項, 第 13, 第 14, 第 15, 第 16 一部 改正, 第 17 削除, 様式第 2 号一部改正, 様式第 9 号追加

令和2年8月21日様式第3号一部改正

単位:円

認証店舗数	登録料	(1年あたり登録料)
1	20,000	10,000
2	36,000	18,000
3	54,000	27,000
4	72,000	36,000
5	90,000	45,000
6	96,000	48,000
7	112,000	56,000
8	128,000	64,000
9	144,000	72,000
1 0	160,000	80,000
1 1	154,000	77,000
1 2	168,000	84,000
1 3	182,000	91,000
1 4	196,000	98,000
1 5	210,000	105,000
1 6	224,000	112,000
1 7	238,000	119,000
1 8	252,000	126,000
1 9	266,000	133,000
2 0	280,000	140,000
2 1	294,000	147,000
2 2	308,000	154,000
2 3	322,000	161,000
2 4	336,000	168,000
2 5	350,000	175,000

いばらきの地魚取扱店認証委員会長 殿

 申請者

 住所(〒)

 氏名(法人名)
 印

 電話

いばらきの地魚取扱店認証申請書

いばらきの地魚取扱店認証要綱第6第1項第1号の規定に基づき,下記店舗をいばらきの地魚取扱店として認証されたく,いばらきの地魚取扱証明書(様式第2号)を添えて申請いたします。

記

### 1 申請する店舗の概要

1 1117				
(1)	店舗名称	店舗名称:		
	(店舗責任者氏名)	(店舗責任者氏名:		)
	住 所	(〒 )		
(2)	電話番号 / FAX 番号	電話番号:	FAX 番号:	
	電子メールアドレス			
	店舗ホームページ URL			
(3) 賞	営業種目	小丰米	<b>金加金米</b>	<del>左</del> 沙子长
※種目に「○」をつけてください		小売業	飲食業	宿泊業
(4) 5	三休日及び営業時間	定 休 日: 営業時間:		

### 2 いばらきの地魚取扱店認証基準について(認証要綱第4第2項又は3項)

(申請店舗に該当する認証基準の番号に「○」をつけて下さい)

1	魚介類の仕入数量に占める「いばらきの地魚」の割合が年間平均で3割以上である こと
2	「いばらきの地魚」を陳列する常設の専用スペースがあり、「いばらきの地魚」を 陳列していることを明確に常時表示していること
3	主たる食材として「いばらきの地魚」を提供しているメニューが,常時3種類以上 であること

# 3 申請店舗のPR事項(例:申請店舗のPR,おすすめ料理,お土産品等)

※ 地魚取扱店ウェブサイト等に掲載します

### いばらきの地魚取扱証明書

店舗名		
店舗名		

いばらきの地魚取扱店認証要綱(第6第1項第2号)の規定に基づき、提出いたします。 下記の内容につきましては、事実と相違ありません。

# 1 取り扱う主ないばらきの地魚の名称とその主産地

いばらきの地魚の名称	産地,水揚港(地)

### 2 取扱実績

※ 過去1年の実績の概数を記載

kg	kg	%
いばらきの地魚	全 体	いばらきの地魚の割合
(A)	(B)	(A) / (B) ×100

# 3 必要添付書類 (注)必要添付書類がない場合は、認証を受けることはできません

必要添付書類		対象店舗	添付の確認
1	地魚の取扱いを証する資料(産地が記載されている仕入先の納品書のコピー等) ※主に取り扱う地魚の一例を提出	全ての申請店舗 ※必須	
2 常設スペースがあることがわかる写真, 見取り図等		申請書 (様式第 1 号) で <u>「2:常設ス</u> ペース設置」に「○」をつけた店舗	
3	産地が記載されたメニューのコピー等	申請書(様式第1号)で <u>「3:常時メ</u> <u>ニュー3種類以上」に「〇」をつけた</u> <u>店舗</u>	

- ※「添付の確認」欄については、必要添付書類忘れ防止のため「○」をつけて下さい
- ※ 添付書類は返却いたしません



申請者 殿

いばらきの地魚取扱店認証委員会 会長

いばらきの地魚取扱店認証審査結果通知書

下記店舗については、「いばらきの地魚取扱店」として認証しないこととなったので、いばらきの地魚取扱店認証要綱第7第3項の規定に基づき通知します。

記

店舗名称(責任者氏名) 住所

印

いばらきの地魚取扱店認証委員会長 殿

申請者 住所(〒 ) 氏名(法人名) 電話

いばらきの地魚取扱店認証更新申請書

いばらきの地魚取扱店認証要綱第 10 第 1 項の規定に基づき, 下記認証店の認証を更新されたく, 申請いたします。

記

# 1 申請する店舗の概要

(2)	店舗名称	店舗名称:		
	(店舗責任者氏名)	(店舗責任者氏名:		)
	住 所	(〒 )		
(2)	電話番号 / FAX 番号	電話番号:	FAX 番号:	
, ,	電子メールアドレス			
	店舗ホームページURL			
(3) 営	常業種目	小老米	ALA 光	存治米
*	種目に「○」をつけてください	小売業	飲食業	宿泊業
(4) 定	至休日及び営業時間	定 休 日: 営業時間:		

# 2 いばらきの地魚取扱店認証基準について(認証要綱第4第2項又は3項)

(申請店舗に該当する認証基準の番号に「○」をつけて下さい)

1	魚介類の仕入数量に占める「いばらきの地魚」の割合が年間平均で3割以上である こと			
2	2 「いばらきの地魚」を陳列する常設の専用スペースがあり、「いばらきの地魚」を 陳列していることを明確に常時表示していること			
3	主たる食材として「いばらきの地魚」を提供しているメニューが,常時3種類以上 であること			

# 3 申請店舗のPR事項(例:申請店舗のPR, おすすめ料理, お土産品等)

※ 地魚取扱店ウェブサイト等に掲載します

印

いばらきの地魚取扱店認証委員会長 殿

申請者 住所(〒 ) 氏名(法人名) 電話

# いばらきの地魚取扱店認証事項変更承認申請書

認証店の認証事項に下記のとおり変更がありましたので、いばらきの地魚取扱店認証要綱第11 第1項の規定に基づき、変更を承認されたく申請いたします。

記

### 1 申請する認証店の概要

•		
	(1) 認証年月日	
	(2) 認証番号	
	(3) 認証店名(責任者氏名)	

# 2 変更事項

変 更 前	変更後

# 3 変更の理由

年 月 日

申請者 殿

いばらきの地魚取扱店認証委員会長

いばらきの地魚取扱店認証事項変更承認通知書

下記認証店について、認証事項の変更を承認したので、いばらきの地魚取扱店認証要綱第 11 第 2 項の規定に基づき通知します。

記

店舗名称(責任者氏名) 住所 認証番号 認証基準の内容 認証の有効期間

年 月 日

印

いばらきの地魚取扱店認証委員会長 殿

申請者 住所(〒 ) 氏名(法人名) 電話

## いばらきの地魚取扱店認証廃止届出書

平成 年 月 日付けで下記の店舗についていばらきの地魚取扱店の認証決定を受けましたが、認証基準に適合しなくなった(営業を廃止した・認証の継続を希望しない)ので、いばらきの地魚取扱店認証要綱第12第5号の規定に基づき届け出ます。

記

認証廃止を届け出る店舗名:

上記店舗の認証番号:

# いばらきの地魚取扱実績報告書

店舗名		

いばらきの地魚取扱店認証要綱(第10第1項)の規定に基づき、提出いたします。 下記の内容につきましては、事実と相違ありません。

# 1 取り扱う主ないばらきの地魚の名称とその主産地

いばらきの地魚の名称	産地 (水揚港)

# 2 取扱実績

※ 過去2年の実績の概数を記載

いばらきの地魚	全 体	いばらきの地魚の割合
(A)	(B)	(A) / (B) ×100
kg	kg	%

申請者 殿

いばらきの地魚取扱店認証委員会 会長

# いばらきの地魚取扱店認証取り消し通知書

「いばらきの地魚」認証要綱第14第1項の規定により、認証を取り消します。

記

- 1 認証年月日 平成 年 月 日
- 2 認証番号第 号
- 3 認証を取り消す店舗名 (責任者氏名)
- 4 認証を取り消す理由
- 5 認証取り消し年月日平成 年 月 日